

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第6号**

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、 <u>主幹</u> 、副主幹、主事及び機械技師とする。	(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、副主幹、主事及び機械技師とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。